**朝日町職業能力開発技能訓練奨励金制度**

職業能力開発技能訓練を受講した方に奨励金を交付することにより、受講に係る　　負担軽減を図り、就職を支援するための制度です。

**対象者**

１．職業能力開発技能訓練を修了した日から、朝日町に引き続き１年以上居住する方

２．年齢６５歳未満の方

３．公立の職業能力開発技能訓練施設に入所し、所定の技能訓練の課程を修了した方

４．施設の入所日において公共職業安定所に求職中の方

＊１～４の条件をすべて満たす方が対象となります。

**交付額**

・技能訓練の課程の期間が３ヶ月以上の方：20,000円

・技能訓練の課程の期間が３ヶ月未満の方：10,000円

**申請方法**

申請書、添付書類を朝日町役場商工観光課へご提出ください。

・提出書類　１．申請書

　　　　　　２．修了証書の写し

　　　　　　３．請求書　(日付は空欄でＯＫです)

　　　　　　４．振込先口座がわかるもの（通帳・カードの写し等）

＊技能訓練終了後、１ヶ月以内のご申請をお願いいたします。

＊請求書の日付は空欄のままでＯＫです。

**※交付を受けてから１年以内に転出した場合は、交付取消となり返還が必要となりますのでご注意ください。**

問い合わせ先

朝日町　商工観光課

TEL：0765-83-1100　FAX：0765-83-1109